

野田市ねたきり心身障がい者訪問入浴サービス事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年3月5日

野田市長 鈴木 有

野田市告示第32号

野田市ねたきり心身障がい者訪問入浴サービス事業実施要綱の一部
を改正する告示

野田市ねたきり心身障がい者訪問入浴サービス事業実施要綱（昭和63年野田市告示第33号）の一部を次のように改正する。

題名中「ねたきり心身障がい者」を「ねたきり身体障がい者」に改める。

第1条及び第2条中「ねたきり心身障がい者」を「ねたきり身体障がい者」に改める。

第3条第1号中「ねたきり心身障がい者」を「ねたきり身体障がい者」に、「心身に」を「身体に」に改める。

第4条第1項中「ねたきり心身障がい者」を「ねたきり身体障がい者」に改める。

第8条中「野田市ねたきり心身障がい者訪問入浴サービス事業利用申請書に医師の診断書を添付して市長に申請」を「野田市ねたきり身体障がい者訪問入浴サービス事業利用申請書を市長に提出」に改める。

第9条中「野田市ねたきり心身障がい者訪問入浴サービス事業利用許可（不許可）決定通知書」を「野田市ねたきり身体障がい者訪問入浴サービス事業利用許可（不許可）決定通知書」に改める。

第10条中「野田市ねたきり心身障がい者訪問入浴サービス事業実施報告書」を「野田市ねたきり身体障がい者訪問入浴サービス事業実施報告書」に改める。

第11条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とする。

第12条各号列記以外の部分中「野田市ねたきり心身障がい者訪問入浴サービス事業利用許可取消通知書」を「野田市ねたきり身体障がい者訪問入浴サービス事業利用許可取消通知書」に改め、同条第1号を次のように改める。

(1) 1年以上利用がないとき。

第13条中「野田市ねたきり心身障がい者訪問入浴サービス事業利用者台帳」を「野田市ねたきり身体障がい者訪問入浴サービス事業利用者台帳」に改める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。